

議案第 25 号

令和 7 年度多古町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度多古町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16,624 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 270,891 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 3 日提出

多古町長 平 山 富 子

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1. 後期高齢者医療保険料		185,733	19,018	204,751
	1. 後期高齢者医療保険料	185,733	19,018	204,751
2. 繰入金		66,201	△5,495	60,706
	1. 一般会計繰入金	66,201	△5,495	60,706
3. 繰越金		100	3,101	3,201
	1. 繰越金	100	3,101	3,201
歳入合計		254,267	16,624	270,891

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		241,312	16,624	257,936
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	241,312	16,624	257,936
歳 出	合 計	254,267	16,624	270,891

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	構成比%
1. 後期高齢者医療保険料	185,733	19,018	204,751	75.6
2. 繰入金	66,201	△5,495	60,706	22.4
3. 繰越金	100	3,101	3,201	1.2
4. 諸収入	715	0	715	0.3
5. 国庫支出金	1,518	0	1,518	0.5
歳入合計	254,267	16,624	270,891	100.0

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正額の財源内訳				構成比%
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1. 総務費	11,794	0	11,794	0	0	0	0	4.3
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	241,312	16,624	257,936	0	0	△5,495	22,119	95.2
3. 諸支出金	161	0	161	0	0	0	0	0.1
4. 予備費	1,000	0	1,000	0	0	0	0	0.4
歳出合計	254,267	16,624	270,891	0	0	△5,495	22,119	100.0

2. 歳入

(単位 千円)

款 項	目	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 後期高齢者医療保険料		185,733	19,018	204,751			
1. 後期高齢者医療保険料		185,733	19,018	204,751			
	1. 後期高齢者医療保険料	185,733	19,018	204,751	1. 現年度分特別徴収保険料	11,678	01 特別徴収保険料 11,678
					2. 現年度分普通徴収保険料	7,217	01 普通徴収保険料 7,217
					3. 滞納繰越分普通徴収保険料	123	01 滞納繰越分普通徴収保険料 123
2. 繰入金		66,201	△5,495	60,706			
1. 一般会計繰入金		66,201	△5,495	60,706			
	1. 一般会計繰入金	66,201	△5,495	60,706	2. 保険基盤安定繰入金	△5,495	01 保険基盤安定繰入金 △5,495
3. 繰越金		100	3,101	3,201			
1. 繰越金		100	3,101	3,201			
	1. 繰越金	100	3,101	3,201	1. 繰越金	3,101	01 繰越金 3,101
合 計		254,267	16,624	270,891			

(歳入) 後期高齢者医療保険料, 繰入金, 繰越金

3. 歳出

(単位 千円)

款 項	目	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
					特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		241,312	16,624	257,936			△5,495	22,119			
1. 後期高齢者医療広域連合納付金		241,312	16,624	257,936			△5,495	22,119			
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	241,312	16,624	257,936			△5,495	22,119	18. 負担金補助及び交付金	16,624	01 千葉県後期高齢者医療広域連合市町村負担金保険料徴収分 16,624
合 計		254,267	16,624	270,891			△5,495	22,119			

(歳出) 後期高齢者医療広域連合納付金